

## ○案内用図記号・禁止図記号のベビーカーマーク案に係る考え方の整理

## 考え方の前提

- ① 案内（肯定形）と禁止（否定形）で統一したデザインとする。
- ② 文字併記が必要な場合は図記号の中に入れるのではなく、必要に応じ図記号の外部に付記する。

図材	案内図記号	禁止図記号	メリット・デメリット
案1 ベビーカーと女性			<p>◆<b>メリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既にJISに登録されている「ベビーカー使用禁止」との整合性がある。</li> <li>・公共交通機関で既に使用されている事例が多い。(JR東日本、福岡市、広島電鉄等)</li> <li>・客観的に見てベビーカーを使用する保護者は女性が多いため、理解しやすい。</li> </ul> <p>◆<b>デメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーの利用者は、女性が前提という先入観を与える。</li> <li>・歩くイメージがあり、ベビーカーのスペースという意味では適当ではない。</li> </ul>
案2 ベビーカーと中性			<p>◆<b>メリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の性別を限定しない。</li> <li>・公共交通機関で既に使用されている事例がある。(都営バス)</li> </ul> <p>◆<b>デメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既にJISに登録されている「ベビーカー使用禁止」との整合性がない。</li> <li>・既に「1.」を使用している事業者が多い。</li> <li>・歩くイメージがあり、ベビーカースペースという意味では適当ではない。</li> </ul>
案3 ベビーカーと中性立位			<p>◆<b>メリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の性別を限定しない。</li> <li>・歩くイメージがなくベビーカースペースを示す図記号としてふさわしい。</li> </ul> <p>◆<b>デメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既にJISに登録されている「ベビーカー使用禁止」との整合性がない。</li> <li>・既に「1.」を使用している事業者が多い。</li> </ul>
案4 ベビーカーと幼児			<p>◆<b>メリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の性別等を限定しない</li> <li>・公共交通機関で既に使用されている事例がある。(東京メトロ)</li> </ul> <p>◆<b>デメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーに幼児を乗せたまま単独で置かれることはないので、実情と合わず、「幼児から目を離さない」という考えに反する感がある。</li> <li>・既に「1.」「2.」を使用している多数の事例と大きく異なるイメージとなる。</li> <li>・人(保護者)とセットの方がベビーカーとしての理解を得られやすい。</li> </ul>

<p>案5 ベビーカーのみ</p>			<p>◆メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で使用されている図記号（多くは人を入れずにベビーカーのみ）と整合性がある。</li> </ul> <p>◆デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人（幼児と保護者）とセットの方がベビーカーとしての理解を得られやすい。</li> <li>・ベビーカー単体のみを図記号では、幼児の安全、保護者の安心というイメージに結びつきにくい。</li> <li>・様々な型のベビーカーがある中で、どれか一つのマークに限定することは利用者の混乱を招く。</li> </ul>
-----------------------	--	---	---

※この表に示すマークは、考え方を示す仮の図形案であり、デザインの詳細は引き続き検討する。